

# 公立大学法人横浜市立大学 医学部・病院等再整備

## 領域検討委員会設置規程

制 定 令和3年4月1日規程第15号

最近改正 令和4年4月1日規程第43号

### (目的・設置)

第1条 再整備に係る診療・教育・研究に関する事項の検討、協議を目的として公立大学法人横浜市立大学 医学部・病院等再整備（将来計画）検討本部設置規程（以下「検討本部設置規程」という。）第7条第1項に基づき、公立大学法人横浜市立大学 医学部・病院等再整備 診療領域検討委員会（以下「診療領域検討委員会」という。）、教育領域検討委員会（以下「教育領域検討委員会」という。）及び研究領域検討委員会（以下「研究領域検討委員会」という。）を設置する。なお、その設置期間は「医学部・附属2病院等再整備基本計画」が策定されるまでとする。

### (所掌事項)

第2条 各領域検討委員会は前条の目的を達成させるため、次の各項に掲げる所掌事項の検討、協議を行い、その結果を公立大学法人横浜市立大学 医学部・病院等再整備（将来計画）検討本部（以下「検討本部」という。）に報告しなければならない。

#### 2 診療領域検討委員会の所掌事項

- (1) 診療科・教室再編の方向性、及び診療体制等、診療領域に関する事項。
- (2) その他第3条第1項に定める診療領域検討委員会の委員長が必要があると判断した事項。

#### 3 教育領域検討委員会の所掌事項

- (1) 学生教育、及び医療職育成の方向性等、教育領域に関する事項。
- (2) その他第3条第1項に定める教育領域検討委員会の委員長が必要があると判断した事項。

#### 4 研究領域検討委員会の所掌事項

- (1) 研究に関する全体戦略、推進・支援機能の在り方、及び研究強化策等、研究領域に関する事項。
- (2) その他第3条第1項に定める研究領域検討委員会の委員長が必要があると判断した事項。

### (委員長・副委員長)

第3条 診療領域検討委員会、教育領域検討委員会、及び研究領域検討委員会の委員長、副委員長は別表1のとおりとする。

- 2 各委員長は、それぞれの領域検討委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職を代理する。
- 4 各委員長、副委員長は、検討本部が行う検討本部設置規程第2条第1項第3号に定めるそれぞれの領域検討委員会の委員の選考に協力する。
- 5 委員長、副委員長は、委員の中から1名以上の幹事を指名することができる。なお、委員長、副委員長自ら幹事になることを妨げない。

### (組織構成)

第4条 各領域検討委員会は前条に掲げる委員長、副委員長及び10人程度の委員により構成され

るものとする。なお、委員は検討本部が行う検討本部設置規程第2条第1項第3号に定める各領域検討委員会の委員の選考により選ばれた者とする。

- 2 委員の任期は、第1条に定める領域検討委員会の設置期間とする。なお、異動等により領域検討委員会への出席が困難になった場合は、所属する領域検討委員会の委員長の了解を得て退会する事が出来るものとする。また、その場合の委員の補充方法については、各領域検討委員会で協議する。
- 3 委員長は領域検討委員会を総理・運営するにあたって、著しく支障をきたしていると判断した場合は、検討本部の承認を得て、関係委員を退会する事ができる。なお、その場合の委員の補充方法については、前項と同様とする。
- 4 前条第5項に掲げる幹事は、委員長、副委員長の代理として所属する領域検討委員会を運営すると共に、検討本部への報告資料を作成する等、検討の段取りを行うと共に、検討結果の取りまとめ等を行う。

#### (委員会)

第5条 領域検討委員会は、委員長が招集する。なお、委員長は議案の内容が軽微等であると認める場合は、その他の方法により会議を開催することができる。

- (1) 領域検討委員会は、委員の人数に関わらず委員長の判断により開催することができる。
- (2) 領域検討委員会での検討・協議結果は、出席した委員の同意をもって決まるものとする。  
なお、意見が分かれる等、決定が困難な場合は委員長が最終判断を行う。
- (3) 委員長は必要に応じて、アドバイザーとして領域検討委員会に関係者等の出席を求め、その意見、又は説明を聞くことができる。

#### (部会)

第6条 委員長は設置が必要と判断した場合は部会を設け、部会長を定めると共に、部会長を統括することができる。

- 2 各部会長は各部会を主催、運営する。
- 3 各部会長は部会での検討内容・状況・結果等の報告を委員長にしなければならない。委員長が必要と判断した場合は各部会長による部会長会議を開催する事ができる。

#### (庶務)

第7条 各領域検討委員会の庶務は総務部企画財務課医学部・病院等再整備担当のほか、各関係課において行う。

#### (その他)

第8条 この設置規程で定めるもののほか、各領域検討委員会の運営に関し必要な事項はそれぞれの領域検討委員会の議決を経て定める。

## 附 則

#### (施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

(令和4年4月1日改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

領域	委員長・副委員長	
診療領域	委員長	横浜市立大学附属病院長
	副委員長	横浜市立大学附属市民総合医療センター病院長
教育領域	委員長	横浜市立大学医学部長（医学科長）
	副委員長	横浜市立大学看護学科長
研究領域	委員長	医学研究科長
	副委員長	次世代臨床研究センター長